

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2014年5月14日公表)

産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日とりまとめ・公表した2014年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。

WTO事務局長の責任で発出される国際貿易環境に関するレポートの最新版(“Overview of Developments in the International Trading Environment”、2014年1月)によれば、世界各国による貿易制限や貿易救済措置調査の開始件数は、直近年において増加している(12年10月～13年11月は407件で、前年同期の308件から大幅増)。とりわけ、アンチ・ダンピング(AD)措置の調査開始は12%以上増加した。これは、世界経済の停滞と過剰供給問題が生み出す貿易不均衡が背景にあると思われる。また、ひとつの国がある保護主義措置を導入すれば、他国も追随して同様の措置導入に動くケースが引き続き観察され、強く懸念されている。

経済産業省としては、上記の動向を注視しつつ、積極的に個別問題の解決を図っていく。特に当面の優先度が高いと考える事項は以下のとおりである。その詳細は(参考1)に記載している。

なお、昨年の取組方針掲載案件に関する取組状況は(参考2)のとおりであり、様々な案件で顕著な改善が見られている。

WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やWTO通常委員会、EPAのビジネス環境整備小委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO紛争解決手続活用の可能性を検討していく。

○中国

- ・アンチ・ダンピング(AD)措置の不適切な制度・運用の是正

○インドネシア

- ・鉱物資源(ニッケル等)輸出制限措置の是正
- ・新通商法・新産業法及び関連規制(ローカルコンテンツ要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む)のWTO整合的な実施の確保

○米国

- ・サンセット・レビュー(AD措置の継続に係る期末審査)手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

○ロシア

- ・混合税(従価税と従量税の組合せ)課税等による関税の譲許率違反

○ブラジル

- ・工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

既に WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

○中 国

- ・ 原材料（レアアース等）輸出規制措置の是正
- ・ 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正

○アルゼンチン

- ・ 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

○ウクライナ

- ・ 乗用車に対するセーフガード措置の是正

WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

○米国

- ・ ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）の確実な廃止
- ・ バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止
- ・ WTO 協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

○カナダ

- ・ オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

※ 昨年、「既に WTO 紛争解決手続を開始したもの」として掲載していた、ロシアの「自動車廃車税の内外差別的な制度・運用の是正」については、2014 年 1 月からロシアが内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行しており、今後はその実施等を監視していく。

※ 昨年、「WTO 勧告の早期履行を求めていくもの」として掲載していた、EU の「無税とされるべき WTO 情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止」については、2013 年 9 月 27 日に EU がデジタルサイネージ等大型コンピュータ用モニターを含むフラット・パネル・ディスプレイについての関税を無税とする新規則を採択したことにより、基本的に履行が確保された。

(参考 1) 2014 年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要は以下のとおり。

<中 国>

アンチ・ダンピング措置の不適切な運用の是正

中国は、1995年以降、2014年3月末までに82件のAD調査を開始しているが、その調査対象製品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は37件であり、うち29件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち22件については現在もAD課税が継続している。

中国の措置については、調査手続の透明性が低い、損害・因果関係の認定が恣意的である等、AD協定に整合的でない点がみられる。我が国は、これまで中国調査当局に対し、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば、AD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らして問題点も多く、引き続き改善を求めていく必要がある。

なお、中国のAD調査手続については、米国・EUも懸念を有している。日米欧は、自国製品に対する中国のAD措置をそれぞれWTO紛争解決手続に付託し、かつ、他国の案件では第三国として互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、協力して取組を進めている。

【参考】 中国のAD措置に関するWTO紛争解決手続案件

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
日本	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS454	2013年5月にパネルが設置され、現在パネル審理中 (詳細は後述)。
米国	電磁鋼板	DS414	2012年11月、米国の請求を認めるパネル・上級委 報告書がDSBで採択されたものの、2013年7月に中 国が再決定を行い、AD課税措置を維持。 現在、履行確認パネル審理中。
	鶏肉	DS427	2013年9月、米国の請求を認めるパネル報告書が DSBで採択。履行期間の終期は2014年7月9日。
	自動車	DS440	2012年10月にパネルが設置され、現在パネル審理 中。なお、中国は、パネル審理中の2013年12月に AD課税措置を撤廃。
EU	X線セキュリティ 機器	DS425	2013年4月、EUの請求を認めるパネル報告書がDSB で採択され、2014年2月に中国がAD課税措置を撤 廃。
	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS460	2013年8月にパネルが設置され、現在、上記日本案 件と並行してパネル審理中。

原材料（レアアース等）輸出規制措置の是正

中国は 1999 年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンにつき順次輸出数量制限を導入するとともに、2006 年以降輸出税を賦課している。中国は、2006 年以降輸出割当数量を年々削減し、特に、2010 年下半期の輸出割当を大幅に削減し、市場に混乱をもたらした。こうした事態を受け、我が国は、米国及び EU とともに、2012 年 3 月、中国による輸出数量制限、輸出税の賦課等の輸出規制は、WTO 協定に違反するものとして、WTO 協定に基づく協議要請を行った。しかし、中国との協議で満足できる解決が得られなかったことから、我が国は米国及び EU と共に、2012 年 5 月、準司法的手続きである WTO 紛争処理についての小委員会（パネル）の設置を要請し、これを受け、2012 年 6 月にパネルが設置された。その後、2013 年 2 月及び 6 月にパネル会合（口頭弁論）が開催され、2014 年 3 月 26 日に、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT 及び中国の WTO 加盟議定書に違反するとして我が国、米国、EU の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。

我が国としては、引き続き米国及び EU と協調しながら、WTO 紛争解決手続きを通じて本件にかかる中国の輸出規制措置が早期に是正されるよう取り組んでいく。

日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正

中国商務部は、2011 年 9 月 8 日に日本産高性能ステンレス継目無鋼管（石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼）について AD 調査を開始した。我が国は、2012 年 5 月 12 日に経済産業大臣が中国商務部長に対して日本製品の対象除外を要請する等、様々な機会をとらえて中国側に働きかけを行ったが、2012 年 11 月 8 日、中国商務部は、日本製品に対して AD 税を賦課する旨を最終決定した。

本件 AD 課税措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点で AD 協定に違反する疑いがあることから、同年 12 月 20 日、我が国は、中国に対して WTO 協定に基づく協議要請を行い、2013 年 1 月 31 日・2 月 1 日に二国間協議を実施した。しかし、二国間協議によっても解決できなかったことから、我が国は、同年 4 月、パネル設置を要請し、5 月にパネルが設置され、現在パネル審理が行われている。なお、EU も、同年 6 月に二国間協議要請、8 月にパネル設置要請を行い、日本要請に係るパネルと並行して審理が行われている。

我が国としては、引き続き WTO 紛争解決手続きを通じて本件の解決を図っていく。

<インドネシア>

鉱物資源（ニッケル等）輸出規制の是正

インドネシアは、改正鉱業法（2008 年 12 月 16 日国会承認可決、2009 年 1 月 12 日に大統領の署名を経て公布・施行）及び同法の運用に関する各種政令及び大臣令により、2014 年 1 月よりニッケル等の鉱物資源につき国内高付加価値化義務を課し、未精練鉱石の輸出を禁止した。銅精鉱については、輸出禁止は 3 年以内に実施とされ、当面輸出税及び輸出許可制が導入された。インドネシアは、その他にも一定の鉱物資源につき国内供給優先義務を課している。

我が国は、特に高付加価値化義務及び未精練鉱石の輸出禁止につき、かねてよりインドネシア政府に対して、二国間協議や WTO の委員会において継続的に是正を求めてきた。日・インドネシアの二国間では、2009 年 12 月の日尼 EPA に基づく投資小委員会の他、2012 年 6 月及び 2013 年 12 月の首脳会談や大臣間会談を含めた政府高

官レベルで繰り返し懸念を表明し、再考を要請してきた。また、産業界からも、2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話や2012年10月の日尼経済合同フォーラムにおいて措置の改善や柔軟な対応を要請してきた。

インドネシア新鉱業法に見られる資源ナショナリズム的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念される。我が国としては、これらの措置について、早急に是正を求めるべく、二国間協議やWTOの枠組みを活用し、インドネシアに強く是正、改善を求めていく。

新通商法・新産業及び関連規制（ローカルコンテンツ要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む）のWTO整合的な実施の確保

インドネシアは新通商法及び新産業法を2013年末から2014年初めにかけて続けて制定した。

このうち新産業法（2013年12月国会承認可決）は、効率的な資源利用、産業構造強化等を目的とし、国家産業政策、産業資源の開発、産業振興策等について規定する法律である。具体的な規律としては、天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置、国内産品の使用義務付け、労働者の適格性基準、特定産業における外国人労働者の雇用禁止、一定の技術調達における技術移転義務、国内開発技術に対するインドネシア政府によるリスク保証提供、インドネシア国家規格（SNI）の義務付け、小規模産業所有者の国籍制限、国内産業に対する資金援助、国家産業情報システムへの企業活動情報提供、国家産業の安全性向上等を目的とした産業保護措置（非関税の手法を含むとされる）の実施等がある。

次に、新通商法（2014年2月国会承認可決）は、各種通商関連規制を包括的に規律する法律であり、政府の貿易関連権限が強化されている。産業法と同様の国内産品使用義務づけ、国家規格の義務付け、労働者の適格性基準等に関する規定がある。その他にも、ラベリング規制、輸出入一般に対するライセンス制度、（天然資源に限定されない）輸出入の禁止・制限、一定の物品の量や価格の統制、国際貿易協定の見直し等が規定されている。

新通商法・新産業法ともに、ほぼ全ての条文において詳細は細則に委ねられており、細則によって具体的に実施される措置の内容次第で、わが国に対する影響度もWTO整合性の有無も異なるため、今後の細則の制定状況に注意していく必要がある。

なお、国内産品の使用義務付け（ローカルコンテンツ要求）を含む新たな具体的規制としては、①フランチャイザー及びフランチャイジーに対して、原材料、事業設備の利用及び品物の販売において80%以上の国産の物品・役務を用いる義務を定めるフランチャイズ規制（2012年商業大臣令53号（2012年8月公布））及び②ショッピングセンター及びモダンストアに対して、取扱物品の数量・種類の80%以上を国産品とすべき義務を定める小売業規制（2013年商業大臣令70号（2013年12月公布、2014年6月施行））が挙げられる。ラベリング規制、中古品の輸入禁止、新鉱業法による鉱物資源の輸出禁止等の既に実施されている貿易制限的なインドネシアの法規制を含め、新産業法・新鉱業法との関連に留意しつつ、WTO整合的な制度・実施の確保を求めていく必要がある。

＜米 国＞

サンセット・レビュー（AD 措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）するが、米国の運用実態は国内企業からのレビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

現在、米国は日本製品に対して 13 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 34 年以上継続しており、4 つの措置については 20 年以上継続している。平均継続期間は約 16 年である。

これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国ユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和对話や累次の WTO・AD 委員会などの場において措置撤廃を要請しているところ。

引き続き、我が国は、国内産業の要請さえあれば AD 措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）の確実な廃止

米国は、AD 手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月発出の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル・上級委手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月 14 日、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。

しかし、本件 WTO 紛争解決手続では、日本製ボール・ベアリングに対する AD 措置におけるゼロイングの適用が WTO 協定違反と判断されているところ、同 AD 措置は米国国内裁判の第一審で取り消され課税が停止されていたものの、2013 年 5 月に同第一審判決を取り消す控訴審判決が出され、同年 12 月には課税及びそれに伴う行政見直し手続（課税額の確定手続）が再開された。我が国としては、今後の手続において、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう注視していく。なお、米国は、2014 年 1 月から第 3 回目のサンセット・レビューを開始したものの、米国国内産業から課税継続申請がされなかったため、同年 3 月に、1989 年以来継続してきたボール・ベアリングに対する課税措置を廃止するに至った。

また、米国は、AD 協定 2.4.2 条後段のターゲット・ダンピングをもってゼロイングを代替している懸念がある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託している（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD（DS464）及び米国 - 中国

製品 AD (DS471))。我が国は、これらの案件に第三国として参加するとともに、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項 (1930 年関税法修正条項) は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものの。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005 年 5 月に EU 及びカナダが、8 月にメキシコが、9 月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は当初、ベアリング、鉄鋼等 15 品目に 15% の追加関税を賦課した。

2006 年 2 月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007 年 10 月 1 日までに通関した産品に係る税の分配が定められていた。従って、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO 協定違反の状態が継続することとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006 年以降も毎年、前年度の分配額に対応してベアリング等の品目に対する対抗措置 (追加関税の賦課) を行っている。2012 年は経過措置に基づく分配額に加えて、分配適格を裁判で争っていたために 2006 年以来留保されていた資金が分配されたことに伴い、我が国に係る分配額が大幅に増加したことも踏まえ、2013 年 9 月、品目及び税率を変更の上、対抗措置をさらに一年間延長している (ベアリング、鉄鋼等 13 品目に 17.4% の追加関税賦課)。

我が国は、WTO 紛争解決機関会合の場等において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

WTO 協定違反とされた関税法の早期改正 (熱延鋼板)

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違反が確定、是正勧告 (米国 AD 法である関税法の改正等) がなされた。

米国は、当初の履行期限 (2002 年 11 月) までに、関税法の改正等について履行を完了できず、その後 3 度にわたり履行期限の延長を行い、我が国からの再三の履行要請にも拘らず、米国が勧告を完全履行することはなく、これまで WTO 紛争解決機関会合や日米経済調和対話等において我が国から累次の要請を行ってきた。

2011 年 6 月、本件 AD 措置自体は廃止されたが、未だ WTO 勧告の完全な履行は行われておらず、2012 年 12 月の対米 WTO 貿易政策審査 (TPRM) でも算出方法を規定する国内法の改正の見通しを書面で質問するとともに、審査会合で改正を要望した。

WTO 紛争解決制度の信頼性を損なわないためにも、引き続き、米国が勧告内容に沿って関税法の改正を早期に行うよう働きかけていく。

<ロシア>

混合税（従価税と従量税の組合せ）課税等による関税の譲許率違反

ロシアは2012年8月にWTOに加盟し、GATT第2条により、譲許税率を超える関税を課さない義務を負っている。しかし、一部品目については、従価税で譲許している一方で実行税率を従価税と従量税との組み合わせ（混合税）で課しており、従価税換算すると譲許税率を超える等の事例があり、特定の品目で日系現地法人に多額の過払いが発生していた。

我が国政府は、2013年3月のWTO物品理事会の他、同年4月にロシアで行われた日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起し、同年8月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、即時の是正を求めた。同年9月及び10月に行われた実行税率の引下げにより、被害額は緩和されたものの、依然として一部譲許税率違反の可能性が残っており、引き続き是正措置を注視していく。

<カナダ>

オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

2009年5月、カナダ・オンタリオ州は太陽光や風力により発電された電気についての固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ・プログラム）を創設。その際、同州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立てや原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化（ローカルコンテンツ要求）した。ローカルコンテンツ要求により、固定買取制度に参入しようとする発電事業者等が太陽光パネル等を購入する場合において、輸入製品より、オンタリオ州産の製品を購入しようとするインセンティブが生じる。その結果、日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受ける。

我が国は本問題について、カナダとの間で閣僚レベルによる申入れを行ってきたが、改善は見られなかったため、2010年9月13日、カナダに対してWTO協定に基づく協議要請を行った。しかしながら、協議では問題が解決せず、我が国は2011年6月にパネル設置要請を行った。2012年12月、パネルは買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという日本の主張を概ね認める報告書を公表した。その後、2013年2月にカナダは上訴したが、同年5月パネル判断を概ね支持するWTO上級委員会報告書が公表された。7月、我が国とカナダは、履行期限を2014年3月24日とすることに合意。

これを受けて、カナダ・オンタリオ州は、大臣指令のもとで、発電規模の大きいFITプログラム（ローカルコンテンツ要求を含む）を廃止、また、中間措置として、その他のFITプログラムについても、段階的にローカルコンテンツ要求の数値の引き下げを行っている。WTO勧告の完全な履行に向け、州議会にてローカルコンテンツ要求を規定する根拠法の撤廃に向けての審議が行われていたことから、我が国とカナダは、履行期限について州議会の会期末である6月5日までの延長に同意。しかし、その後、法案の審議が終了する前に州議会が解散された。引き続き、我が国は早期の履行がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。

<ブラジル>

工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

ブラジル政府は、2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税（IPI）を30%追加的に賦課することを発表した。（同年12月16日から有効、2012年12月までの暫定措置。）ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を満たす自動車については、その製造者が以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることにより、追加のIPIが免除されることとされていた。

- ① メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること。
- ② ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること。
- ③ 売上（企業全体の税引後粗収入）の0.5%以上を研究開発（R&D）に投資していること。

かかる免除規定を含む本制度の実施が、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーに対して、ブラジル国内市場における価格競争力の観点から悪影響を及ぼすことが懸念されたことから、我が国は、2011年10月のWTO市場アクセス委員会及びWTO物品理事会において、米国、EU、韓国等と連携し、懸念表明を行った。

しかしながら、2012年10月には、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件としてIPIを減税可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。イノバール・アウトへの参加条件として、①所定の燃費基準の達成（2017年新車燃費を2012年比12%低減）・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定の生産工程の実施、等の条件を満たした場合、優遇税制としてIPI減税に利用できるIPIクレジットが付与されることとなった。

また、自動車分野に加えて、ブラジル政府は、2012年10月、通信ネットワーク機器など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入。通信ネットワーク機器セクターに研究開発投資を行った企業に対し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、部品の国内調達等を条件に、IPIの大幅な減免を認めている。

この新政策に対し、我が国は2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO協定への抵触の可能性を指摘した。2012年11月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。また、2012年11月及び2013年3月のWTO物品理事会において、米国、EU等とともに懸念を表明した。

2013年12月には、EUがブラジルに対してWTO協議を要請、我が国も第三国参加要請を行っている。我が国としては、本件の動向を注視しつつ、引き続き、二国間協議やWTO委員会等の様々な枠組みを活用し、当該制度がWTO協定に整合的に設計・運用されるよう働きかけいく。

<アルゼンチン>

幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

アルゼンチンは、2008年以降、幅広い品目に対して一連の輸入制限措置を導入している。2008年11月には、約400品目について非自動輸入ライセンス制度を導入し、

2011年2月には、対象品目を約600品目に拡大した。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施している。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」等に抵触する可能性がある。

我が国は、これらの輸入制限措置に関し、WTO輸入ライセンス委員会やWTO物品理事会において、米国、EU等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じて申し入れを継続してきたが、アルゼンチン側からなんら改善の道筋が示されなかった。このため、2012年8月21日、米国及びメキシコと共にWTO協定に基づく政府間の協議を要請し、同年9月20日及び21日、アルゼンチンと協議を行った。同協議で問題が解決されなかったことから、同年12月6日、米国及びEUと共にパネル設置要請を行い、2013年1月28日、パネルが設置され、現在係争中である。

アルゼンチンは、パネル設置直前の同年1月25日、非自動輸入ライセンス制度を撤廃する等、状況は一部改善しているが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として存続している。我が国は、引き続き米国及びEUと協調しながら、WTO紛争解決手続に従って本件の解決を目指していく。

<ウクライナ>

乗用車に対するセーフガード措置の是正

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、同月2日付ウクライナ省庁間国際貿易委員会（以下「委員会」）の決定に従い、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量1000cc～1500cc及び1500cc～2200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始、また、利害関係者を対象とした公聴会を開催した。2012年4月、同省は、国内市場に占める輸入車の相対的増加、国内産業への損害のおそれ等を認定する調査報告書の要約を利害関係者へ送付、委員会に対し、セーフガード措置（追加関税の賦課）を発動すべきとする提案を行った。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点で本件がWTOセーフガード協定に規定されるセーフガード措置発動要件を満たすかについて強い疑義があった。

我が国は、2011年7月のウクライナ政府によるセーフガード調査の開始を受け、2011年10月及び2012年4月に、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明。セーフガード措置発動を認めるウクライナ経済発展・貿易省の調査報告書要約の利害関係者への送付後も、公聴会への参加、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡等を通じ、本件セーフガード措置に関する懸念を表明しつつ、措置の発動を控えるよう要請を行っていた。

その後、本件についてはしばらく動きがなかったが、2013年3月14日、ウクライナ政府は「30日後から3年間、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、実際に課税が開始された。これを受け、2013年6月に経済産業副大臣がウクライナ環境・天然資源大臣との会談で、8月に外務大臣がウク

ライナ外務大臣との会談で、それぞれ本措置の撤回を要請するなどハイレベルでの申し入れを行った。2013年3月及び7月のWTO物品理事会、同年4月及び10月のセーフガード委員会においても、我が国はEU及び他の加盟国と連携し、セーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう要請するとともに、現地大使館を通じての申し入れ等を行うなど、累次にわたりウクライナに対して本措置の速やかな撤回を働きかけてきた。

こうした累次の働きかけにもかかわらず、ウクライナによる本措置の撤回に向けた動きがみられないため、2013年10月、我が国はウクライナに対してWTO協定に基づく協議要請を行い、同年11月及び2014年1月にウクライナとの協議を行った。しかし、協議では満足のいく解決策が得られなかったことから、同年2月、パネル設置要請を行い、同年3月のDSB会合でWTOパネルが設置された。

我が国としては、引き続き関係国と協調しながら、WTO紛争解決手続に従って本件の解決を目指していく。

以 上

(参考2) 2013年優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	<p>アンチ・ダンピング(AD)措置の不適切な制度・運用の是正 /日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正</p>	<p>2012年11月、中国商務部が日本産・EU産高性能ステンレス継目無鋼管にAD税賦課を最終決定したが、当該措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点でAD協定に違反する疑いがあることから、同年12月、我が国は中国に対し、WTO協定に基づく協議要請を行い、2013年1月31日・2月1日に二国間協議を実施した。しかし、二国間協議によっても解決できなかったことから、我が国は、同年4月、パネル設置を要請し、5月にパネルが設置され、現在パネル審理が行われている。なお、EUも、同年6月に二国間協議要請、8月にパネル設置要請を行い、日本要請に係るパネルと並行して審理が行われている。</p> <p>また、それ以外の個別事案についても政府意見書の提出、公聴会への参加やAD委員会等を通じてAD協定上の問題点を指摘した。</p>
	<p>原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正</p>	<p>2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出数量制限、輸出税、貿易権の制限等）について、WTO協定に基づく協議要請を行った。しかし、協議では解決に至らず、同年6月に我が国は、米国及びEUとともに、中国の輸出規制措置は、GATT及び中国のWTO加盟議定書に整合しないとして、パネル設置を要請した（同年7月にパネルが設置された）。2013年2月及び6月にパネル会合が開催され、2014年3月に、我が国、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。</p>
インドネシア	<p>鉱物資源（ニッケル等）輸出規制及びローカルコンテンツ要求の是正</p>	<p>新鉱業法及び関連の規則に基づく各種措置、特に高付加価値化義務・未精錬鉱石輸出禁止につき、我が国は、累次二国間協議やWTOの委員会等で懸念を表明し、是正を求めてきた。2013年12月の日尼首脳会談においては、我が国総理からインドネシア大統領に対して改めて懸念を表明し、再考を要請した。しかし、インドネシアは、2014年1月に、ニッケル等の鉱石につき未精錬鉱石輸出禁止を実施し、銅精鉱については3年以内に輸出禁止を実施するとしつつ、当面輸出税及び輸出許可制を導入した。我が国としては、これらの措置について、早急に是正を求めるべく、二国間協議やWTOの枠組みを活用し、インドネシアに強く是正、改善を求めていく。</p>
米国	<p>サンセット・レビュー（AD措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃</p>	<p>2013年には、前年同様に、春・秋に開催されたWTO・AD委員会で、長期にわたって継続しているAD措置の早期撤廃を求めた。また、日米の事務レベルでの面談等を通じ、長期継続措置の早期撤廃について要求した。</p>
	<p>ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）の確実な廃止</p>	<p>米国は、2012年2月に我が国と覚書を締結した上、商務省規則を改正してゼロイングを廃止したため、我が国は、覚書の履行及び同規則に基づく運用を注視しているところ。</p> <p>特に、本件では、日本製ボール・ベアリングに対するAD措置におけ</p>

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
		<p>るゼロイングの適用が協定違反と判断されているところ、同 AD 措置は米国国内の第一審で取り消され課税が停止されていたが、2013 年 5 月に同第一審判決を取り消す控訴審判決がされ、同年 12 月には課税が再開された。そのため、我が国は、米国に対し、事務レベルで、覚書及び改正商務省規則に従って今後の行政見直し手続（課税額の確定手続）等を進めるよう申入れを行った。なお、米国は、2014 年 1 月から第 3 回目のサンセット・レビューを開始したものの、米国国内産業から課税継続申請がされなかったため、同年 3 月に、1989 年以来継続してきたボール・ベアリングに対する課税措置を廃止するに至った。</p> <p>また、米国は、AD 協定 2.4.2 条後段のターゲット・ダンピングをもってゼロイングを代替している懸念があるところ、我が国は、米国に対し、事務レベルの面談で同懸念を伝えた。</p>
	<p>バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止</p>	<p>米国は、2006 年 2 月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が継続しているため、我が国は日米経済調和对話等の枠組みにおいて分配停止を申入れるとともに、対抗措置を毎年延長。いまだ米国において分配停止の動きが見られないことから、2013 年 9 月、2013 年の分配額を踏まえ、品目及び税率変更の上、対抗措置をさらに 1 年間延長しているところ。</p>
	<p>WTO 協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）</p>	<p>2013 年においても引き続き紛争解決機関会合で米国に対して WTO 勧告の早期履行を継続的に求めた。</p>
EU	<p>無税とされるべき WTO 情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止</p>	<p>我が国は米国・台湾とともに、2008 年 5 月に WTO 協定に基づく協議を要請。2008 年 8 月パネル設置を要請。2010 年 8 月、同パネルは我が国の主張を全面的に認めた報告書を公表。EU は上訴を行わず、9 月に開催された WTO 紛争解決機関会合においてパネルの判断が確定。その後、EU は、2011 年 6 月に不当な関税率表を修正する履行措置を公表し、2012 年 2 月に多機能複合機及びセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。他方、モニターについては、違反とされた関税規則を 2009 年に撤廃したが、新しい関税規則は公表されず、一部モニターは引き続き課税対象とされていた。日本が粘り強く EU との協議を続けた結果、2013 年 9 月 27 日、EU はデジタルサイネージ等大型コンピュータ用モニターを含むフラット・パネル・ディスプレイ全体についての関税（14%）を無税とする新規則を採択し、完全履行が確保された。</p>
ロシア	<p>自動車廃車税の内外差別的な制度・運用の是正</p>	<p>ロシア政府は、2013 年 4 月、廃車税制度を WTO 整合的なものとするため、同制度を改正する法案を公表（国内生産者や関税同盟国に対する免除制度を廃止し、すべての企業に廃車税を支払うことを義務付けるもの）。しかし、ロシア政府は、6 月、同法案の審議を秋に延期することを発表（当初、施行日は 7 月 1 日とされていた）。これを受け、同年 7 月、EU 続いて我が国がそれぞれ WTO 協議を要請し、EU は 7 月 29 日～30 日（ブラッセル）、我が国は 8 月 13 日（ジュネーブ）にロシアとの協議を実施した（我が国は EU の協議に、EU は我が国の協議にそれぞれ第三国として参加）。こうした我が国からロシア政府に対する制度是正の要求の後、2013 年 10 月に廃車税制度の改正法がロ</p>

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
		<p>シア国会で可決され、2014年1月1日に施行された。</p> <p>本改正により、①一定の条件を満たすロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟国（カザフスタン、ベラルーシ）からの輸入車に対する免税制度が廃止され、内外差別及び特定国優遇の要素は基本的に是正された。今後、我が国企業が内外差別的な扱いを受けることのないよう、引き続き、改正法及び関連実施規則等の施行・運用状況を注視していく。</p>
カナダ	オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃	<p>カナダ・オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の固定価格買取制度が義務づけているローカルコンテンツ要求につき、我が国は2011年6月にパネル設置要請を行った。2012年12月、パネルは日本の主張を概ね認める報告書を公表。その後、2013年2月にカナダが上訴したが、同年5月パネル判断を概ね支持するWTO上級委員会報告書が公表された。7月、我が国とカナダは、履行期限を2014年3月24日とすることに合意。これまで、カナダ・オンタリオ州は、大臣指令のもとで、発電規模の大きいFITプログラム（ローカルコンテンツ要求を含む）を廃止、また、中間措置として、その他のFITプログラムについても、段階的にローカルコンテンツ要求の数値の引き下げを行っている。WTO勧告の完全な履行に向け、州議会にてローカルコンテンツ要求を規定する根拠法の撤廃に向けての審議が行われていたことから、我が国とカナダは、履行期限について州議会の会期末である6月5日までの延長に同意。しかし、その後、法案の審議が終了する前に州議会が解散された。今後、我が国は早期の履行がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。</p>
ブラジル	工業品税の内外差別的な制度・運用の是正	<p>2011年、ブラジル政府は自動車に対する工業品税を導入。一定の要件を満たすブラジル、メルコスール又はメキシコ車のみ減免の余地を認める可能性があったことから、我が国は、二国間協議やWTOの関連委員会において懸念を表明。しかし、2012年10月、ブラジル政府は、自動車に対する工業品税を継続するとともに、自動車メーカーに対して現地での生産工程の実施等を条件として減税を可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表。また、同時に、通信ネットワーク機器、科学（肥料）など幅広い分野において、ローカルコンテンツ要求に関連付けた税優遇措置の拡大が見られたことから、我が国は、閣僚レベルでの申し入れをはじめ、二国間協議やWTO委員会においても繰り返し懸念を表明してきた。2013年12月には、EUがブラジルに対してWTO協定に基づく協議を要請、我が国も第三国参加の要請を行った（ブラジル政府は要請を拒否）。我が国としては、本件の動向を注視しつつ、二国間での協議やWTO委員会等の枠組みを活用して、当該制度・運用がWTO協定に整合的なものに是正されるよう働きかけていく。</p>
アルゼンチン	幅広い品目に対する輸入制限措置の是正	<p>我が国は、2012年8月、米国及びメキシコと共にアルゼンチンに対してWTO協定に基づく協議を要請し、同年9月に協議を行った。しかしながら、同協議で問題が解決されなかったことから、同年12月、我が国は米国及びEUと共にパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月28日に設置され、現在係争中である。</p>

対象国 ・地域	優先取組事項	改善・取組状況
ウクライナ	乗用車に対するセーフガード措置の是正	<p>2013年4月のセーフガード措置発動以降、閣僚レベルでの申し入れをはじめ、我が国は二国間及びWTOの関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかったため、同年10月、WTO協定に基づく協議を要請。同年11月及び2014年1月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことから、同年2月、パネル設置要請を行い、同年3月26日のDSB会合でWTOパネルが設置された。今後、引き続きウクライナ側の動きを注視しつつ、WTO紛争解決手続を通じて本件の解決を目指していく。</p>